

# ランダム係数値の通り数変更について

令和 7 年 3 月 24 日  
契約検査室契約係

本市では、建設工事等の入札において設定する予定価格及び最低制限価格（低入札価格制度を適用する場合は、調査基準価格という。以下同じ。）を無作為に生成した係数（ランダム係数）を用いて算出しています。

今回、ランダム係数の設定を下記のとおり変更します。

## 記

### 1 対象工事等

登米市が発注する「建設工事」及び「建設関連業務」のうち、一般競争入札又は指名競争入札に付する案件（ランダム係数を用いて最低制限価格を算出する全案件）

### 2 変更点

|                 | 現 行                 | 変 更 後               |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| ランダム係数<br>値の通り数 | ・ 建設工事        48 通り | ・ 建設工事        53 通り |
|                 | ・ 建設関連業務   44 通り    | ・ 建設関連業務   46 通り    |

### 3 適用時期

令和 7 年 4 月 14 日以降に開札する案件から適用。  
※適用時期等に変更が生じた場合は、改めて市ホームページでお知らせいたします。